令和元年6月4日 提出

多久市

目 次

| | ページ |
|---------|--|
| 議案甲第19号 | 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の 一部を改正する条例 |
| 議案甲第20号 | 多久市資金の積立てに関する基金条例の一部を改 正する条例 |
| 議案甲第21号 | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例 の整理に関する条例 |
| 議案甲第22号 | 多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する 条例の一部を改正する条例10 |
| 議案甲第23号 | 西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業 団規約の変更について14 |
| 議案甲第24号 | 水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例16 |
| 議案甲第25号 | 財産の取得について18 |
| 議案乙第26号 | 令和元年度多久市一般会計補正予算(第2号)別冊 |
| 議案乙第27号 | 令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計 補正予算(第2号)別冊 |
| 報告第1号 | 平成30年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告について20 |

| 報告第2号 | 平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について23 |
|-------|--|
| 報告第3号 | 平成30年度多久市土地開発公社事業報告及び決算 について25 |
| 報告第4号 | 平成31年度多久市土地開発公社事業計画及び予算 について26 |
| 報告第5号 | 平成30年度公益財団法人「孔子の里」事業報告 及び決算について27 |
| 報告第6号 | 平成31年度公益財団法人「孔子の里」事業計画 及び予算について28 |
| 報告第7号 | 平成30年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について29 |
| 報告第8号 | 平成31年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について30 |

議案甲第19号

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する 条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和33年多久市条例第1 3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

| 選挙長 | 日額 | 10,600円 |
|--------------|----|----------|
| 投票所の投票管理者 | 日額 | 12,600円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 | 1 1,100円 |
| 開票管理者 | 日額 | 10,600円 |
| 投票所の投票立会人 | 日額 | 10,700円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 | 9,500円 |
| 開票立会人及び選挙立会人 | 日額 | 8,800円 |

を

Γ

| 選挙長 | 日額 | 10,800円 |
|--------------|----|---------|
| 投票所の投票管理者 | 日額 | 12,800円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 | 11,300円 |
| 開票管理者 | 日額 | 10,800円 |
| 投票所の投票立会人 | 日額 | 10,900円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 | 9,600円 |
| 開票立会人及び選挙立会人 | 日額 | 8,900円 |

に改め、同表備考に次のただし書を加える。

ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て

るものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者、立会人等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第20号

多久市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例

多久市資金の積立てに関する基金条例 (平成3年多久市条例第17号) の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| 多久市森林環境 | 森林の整備及びその促進 | 森林の整備及びその促進 |
|---------|--------------|---------------|
| 譲与税基金 | に要する資金として、次に | に要する経費に充てるとき。 |
| | 掲げる額を基金に積み立て | |
| | る。 | |
| | 1 予算に定める額 | |
| | 2 森林環境譲与税の額 | |
| | 3 基金の運用から生ずる | |
| | 収益 | |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、計画的及び継続

的な森林整備を行うための資金を積み立てる基金を設置するため、条例の一部 を改正する必要がある。

議案甲第21号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する 条例

(多久市公民館施設使用条例の一部改正)

第1条 多久市公民館施設使用条例(昭和55年多久市条例第14号)の一部 を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市東原庠舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 多久市東原庠舎の設置及び管理に関する条例(平成3年多久市条例第 21号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市体育施設条例の一部改正)

第3条 多久市体育施設条例(平成28年多久市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例(平成12 年多久市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市社会福祉会館条例の一部改正)

第5条 多久市社会福祉会館条例(平成17年多久市条例第24号)の一部を 次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市ワーキングサポートセンター条例の一部改正)

第6条 多久市ワーキングサポートセンター条例(平成28年多久市条例第2 3号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市駐車場条例の一部改正)

第7条 多久市駐車場条例(昭和44年多久市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市まちづくり交流センター条例の一部改正)

第8条 多久市まちづくり交流センター条例 (平成26年多久市条例第9号) の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市納所交流センター設置条例の一部改正)

第9条 多久市納所交流センター設置条例 (平成26年多久市条例第28号) の一部を次のように改正する。 別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」 に改める。

(多久市下水道条例の一部改正)

第10条 多久市下水道条例(平成16年多久市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市農業集落排水施設条例の一部改正)

第11条 多久市農業集落排水施設条例 (平成15年多久市条例第20号) の 一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例(平成 9年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市西渓公園寒鶯亭設置条例の一部改正)

第13条 多久市西渓公園寒鶯亭設置条例(平成4年多久市条例第11号)の 一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久ステーション南ハイツ駐車場条例の一部改正)

第14条 多久ステーション南ハイツ駐車場条例(平成18年多久市条例第3 4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「月額1,500円」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市水道事業給水条例の一部改正)

第15条 多久市水道事業給水条例(平成10年多久市条例第9号)の一部を 次のように改正する。

別表第1及び別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第16条 多久市国民健康保険病院使用料及び手数料条例(昭和41年多久市 条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。 別表備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第10条から第12条まで、第15条及び第16条の規定を除 く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下 「施行日」という。)以後に行う使用又は利用の許可又は承認に係る使用料 について適用し、施行日前に行う使用又は利用の許可又は承認に係る使用料 については、なお従前の例による。

- 3 第10条から第12条まで及び第15条の規定の施行の際、施行目前から 継続して使用し、かつ、施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利が確定 するものに係る料金の算定方法は、第10条の規定による改正後の多久市下 水道条例の一部を改正する条例、第11条の規定による改正後の多久市農業 集落排水施設条例、第12条の規定による改正後の多久市コミュニティ・プ ラントの設置及び管理に関する条例並びに第15条の規定による改正後の多 久市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第16条の規定による改正後の多久市国民健康保険病院使用料及び手数料 条例の規定は、施行日以後に使用する特別室の使用料又は施行日以後に作成 する診断書、証明書、検査書若しくは検案書(以下「診断書等」という。) に係る手数料について適用し、施行日前に使用する特別室の使用料又は施行 日前に作成する診断書等に係る手数料については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用料等を改定するため、条例の 一部を改正する必要がある。

議案甲第22号

多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改 正する条例

(多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第1条 多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年多久 市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第2条 多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第19条関係)

| 種別 | 取扱区分 | 単位 | 金額 |
|-----|-------------|--------------|-------|
| ごみ処 | 定期収集運搬処分(可燃 | 可燃ごみ袋(大) (1袋 | 3 7 円 |
| 理手数 | ごみ) | 当たり) | |
| 料 | | 可燃ごみ袋(中)(1袋 | 28円 |
| | | 当たり) | |
| | | 可燃ごみ袋(小)(1袋 | 14円 |
| | | 当たり) | |
| | 定期収集運搬処分(不燃 | 不燃ごみ袋(大) (1袋 | 28円 |
| | ごみ) | 当たり) | |
| | | 不燃ごみ袋(小)(1袋 | 14円 |
| | | 当たり) | |
| | 定期収集運搬処分(資源 | リサイクル袋(大)(1 | 28円 |

| 物) | 袋当たり) | |
|-------------|-------------|---------|
| | リサイクル袋(小)(1 | 14円 |
| | 袋当たり) | |
| 定期収集運搬処分(粗大 | 1個当たり | 300円の |
| ごみ) | | 範囲内で市 |
| | | 長が別に定 |
| | | める額(証 |
| | | 紙による支 |
| | | 払とし1枚 |
| | | 当たり28 |
| | | 円) |
| 自己搬入による処分(家 | 100キログラムまで | 3 7 0 円 |
| 庭系廃棄物) | 100キログラムを超 | 4 1 0 円 |
| | え150キログラムま | |
| | で | |
| | 150キログラムを超 | 140円 |
| | える部分について50 | |
| | キログラムにつき(50 | |
| | キログラム未満は50 | |
| | キログラムとする) | |
| | 粗大ごみ解体手数料(タ | 1個当たり |
| | ンス、ベッド等可燃物) | 637円 |
| 自己搬入による処分(事 | 100キログラムまで | 700円 |
| 業系一般廃棄物) | 100キログラムを超 | 900円 |
| | え150キログラムま | |
| | で | |
| | 150キログラムを超 | 460円 |
| | える部分について50 | |

| | i | • | |
|-----|------------|-------------|---------|
| | | キログラムにつき(50 | |
| | | キログラム未満は50 | |
| | | キログラムとする) | |
| | 一般廃棄物処理業者搬 | 100キログラムまで | 700円 |
| | 入による処分 | 100キログラムを超 | 900円 |
| | | え150キログラムま | |
| | | で | |
| | | 150キログラムを超 | 460円 |
| | | える部分について50 | |
| | | キログラムにつき(50 | |
| | | キログラム未満は50 | |
| | | キログラムとする) | |
| し尿処 | 収集及び処分 | 18リットルごとに(1 | 186円 |
| 理手数 | | 8リットル未満は18 | |
| 料 | | リットルとして計算) | |
| 犬、猫 | 収集及び処分 | 1体につき | 3 7 0 円 |
| 等の死 | | | |
| 体処理 | | | |
| 手数料 | | | |

備考 手数料の額は、上の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、ごみ処理手数料のうち、取扱区分が自己搬入による処分(家庭系廃棄物)、自己搬入による処分(事業系一般廃棄物)及び一般廃棄物処理業者搬入による処分並びに犬、猫等の死体処理手数料に係るものについては、その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとし、それ以外のものについては、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 令和元年10月1日
 - (2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、前項第1号に規定する日以後に行うし尿処理に係る手数料について適用し、同日前に行うし尿処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の多久市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、附則第1項第2号に規定する日以後に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

消費税率及び地方消費税率の改定及びクリーンヒル天山の供用開始に伴い手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第23号

佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共 同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散すること、同年4月1日から佐賀市が佐賀西部広域水道企業団に加入すること及び共同処理する事務を変更すること等に伴い、佐賀西部広域水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

水道事業統合により佐賀西部広域水道企業団が、多久市、武雄市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団(小城市三日月町、同牛津町、 同芦刈町及び白石町福富地区)の水道事業に関する事務及び佐賀市(佐賀市久 保田町地区)の水道用水供給事業に関する事務を新たに共同処理するため、同 企業団規約を変更する必要があるので、この案を提案する。 別紙

佐賀西部広域水道企業団規約の一部を変更する規約

佐賀西部広域水道企業団規約 (昭和61年佐賀県指令60地第2976号) の一部を次のように変更する。

第2条を次のように改める。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、佐賀市、多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町及び白石町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

第3条中「関係団体の水道用水供給事業」を「水道用水供給事業及び水道事業 (関係市町が自ら行うものを除く。)」に改める。

第5条を次のように改める。

(議会の組織及び選挙の方法)

- 第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、8人とする。
- 2 企業団議員は、関係市町の長をもって充てる。
 - 第6条第1項中「関係団体」を「関係市町」に改める。
 - 第9条第1項中「2名」を「2人」に改める。
- 第10条第2項中「関係団体の配分水量の割合」を「関係市町の協議」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案甲第24号

水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(多久市水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第1条 多久市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年多久市条例第17 号)は、廃止する。

(多久市水道審議会条例の廃止)

第2条 多久市水道審議会条例(平成25年多久市条例第19号)は、廃止する。

(多久市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止)

第3条 多久市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年 多久市条例第18号)は、廃止する。

(多久市水道事業給水条例の廃止)

第4条 多久市水道事業給水条例(平成10年多久市条例第9号)は、廃止する。

(多久市水道事業における布設工事監督者を配置する水道の布設工事並び に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の廃止)

第5条 多久市水道事業における布設工事監督者を配置する水道の布設工事並 びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年多 久市条例第27号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

水道事業統合に伴い、関係条例を廃止する必要がある。

議案甲第25号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年多久市条例第3号)第3条の規定により、市議会の議決を求める。

1 購入する物品及び数量 デスクトップ型パソコン 30台

ノート型パソコン 263台

2 購入予定価格 37,869,984円

(うち消費税 2,805,184円)

3 購入の相手方 住所 佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7

氏名 株式会社 佐賀電算センター

代表取締役 宮地 大治

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提案する。

議案甲第25号 【参考資料】

取得の明細

| 品名 | 型式 | メーカー | 数量 | 備考 |
|---|--------------------|---------|-----|---------------------|
| 【デスクトップ型パソコン】 | | | | |
| ESPRIMO D588/T(多機能モデル) | FMVD38001 | 富士通 | 30 | OS (Win10Pro) 込み |
| Core(TM)i5-8500 | FMCPRC0FN | 富士通 | 30 | |
| 19型ワイド液晶ディスプレイ | VL-E20T-7 | 富士通 | 30 | |
| 8GB(8GBx1)(DDR4 DIMM) | FMCMEM0CC | 富士通 | 30 | |
| DVD-ROMドライブユニット | FMCBAY07H | 富士通 | 30 | |
| VGA変換ケーブル | FMCEXT021 | 富士通 | 30 | |
| VGAポート追加 | FMCEXT046 | 富士通 | 30 | |
| USBマウス(光学式) | FMCPTD03H | 富士通 | 30 | |
| リカバリデータディスク+ドライバーズディスク+WinDVDディスク (Windows10 Pro 64bit版) | FMCRDD15J | 富士通 | 30 | |
| OADGキーボード(109キー/USB) | FMV-KB336 | 富士通 | 30 | |
| | | | | |
| 【ノート型パソコン】 | | | | |
| LIFEBOOK A577/T | FMVA29001 | 富士通 | 263 | OS (Win10Pro) 込み |
| 8GB(4GBx2/DDR4 SDRAM) | FMCMEM0BM | 富士通 | 263 | |
| DVD-ROMドライブユニット | FMCBAY05T | 富士通 | 263 | |
| テンキー付キーボード(108キー、JIS配列準拠) | FMCKBD089 | 富士通 | 263 | |
| USBマウス(光学式) | FMCPTD01X | 富士通 | 263 | |
| リカバリデータディスク+ドライバーズディスク+WinDVDディスク | FMCRDD16F | 富士通 | 263 | |
| | | | | |
| 【ソフトウェア】 | | | | |
| WinPro 10 Upgrd OLP NL Gov GOLP | FQC-09543 | マイクロソフト | 1 | |
| Ghost Solution Suite License AC/GV 250-499 Devices | GSS-NEW-AG-250-500 | シマンテック | 293 | |
| Ghost Solution Suite Subscription 新規 AC/GV 250-499 Device | GSS-SUP-AG-250-500 | シマンテック | 293 | |
| Access 2019 OLP NL Gov GOLP | 077-07242 | マイクロソフト | 20 | |
| Office Standard 2019 Government OLP | 021-10618 | マイクロソフト | 293 | |
| | | | | |
| | | | | |

報告第1号

平成30年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定に基づき、平成30年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月4日

別紙

平成30年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

| | 田公十日コウ | 一板对哪 | E | 100,000 | 1, 577, 000 | 9, 400, 000 | 0 | 390, 000 | 8,000 | 60, 000 | 7, 141, 000 | 1, 450, 000 | 0 | 300, 000 | 2, 339, 000 | 6, 948, 000 | 12, 869, 500 | 6, 381, 000 17, 188, 000 |
|--------|--------|------|---|-------------|--------------|-------------|--------------|----------------------|--------------|---------------------------|----------------------|-------------|-------------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------|-----------------------------|
| 影 | | その他 | E | | | | | | | | | | | | | | | |
| 源内 | 定时源 | 地方債 | 田 | 700, 000 | | | | | | | | | | 2, 700, 000 | 9, 900, 000 | 23, 500, 000 | | 42, 700, 000 |
| の 財 | 未収入特 | 県支出金 | 田 | | | | 12, 400, 000 | 910, 000 | 14,830,000 | | 8, 525, 000 | | | | | | 12, 369, 500 | |
| 左 | | 国支出金 | 田 | | | | | | | | | | 2, 062, 000 | | | 38, 186, 000 | | 44, 887, 000 |
| | 既収入 | 特定財源 | E | | | | | | | | | | | | 36, 000 | 36, 000 | | |
| | 野 群 虫 | §) | E | 800, 000 | 1, 577, 000 | 9, 400, 000 | 12, 400, 000 | 1, 300, 000 | 14, 838, 000 | 60, 000 | 15, 666, 000 | 1, 450, 000 | 2, 062, 000 | 3, 000, 000 | 12, 275, 000 | 68, 670, 000 | 25, 239, 000 | 131, 631, 000 111, 156, 000 |
| | 金額 | | E | 4, 680, 000 | 1, 577, 000 | 9, 400, 000 | 12, 400, 000 | 1, 300, 000 | 18, 005, 000 | 60, 000 | 15, 666, 000 | 1, 450, 000 | 2, 062, 000 | 3, 000, 000 | 13, 443, 000 | 68, 875, 000 | 25, 239, 000 | 131, 631, 000 |
| | 事業条 | | | 定住促進事業 | 公害パトロール車更新事業 | 地域振興対策事業 | 中山間地域総合整備事業 | 基盤整備促進事業 (大坪中原地区) | 農業用施設整備事業 | 地域 農業 水 利 施 設ストックマネジメント事業 | 農業水路等長寿命化· 防災減災事業 | 林道維特事業 | プレミアム付商品券事業 | 公共施設等適正管理推進事業 | 過 陳 債 事 業 (道路改良事業) | 社会資本整備総合交付金事業 (道路事業) | 急傾斜地崩壞防止事業 | 社会資本整備総合交付金事業 (都市公園事業) |
| | 通 | | | 1総務管理費 | 1保健衛生費 | 2 清 掃 費 | | | 1 農業費 | | | 2 林 業 費 | 1 南 工 南 1 | | 2 道路橋りょう費 | | 量 川 」と | 4都市計画費 |
| | 禁 | | | 2 総 務 費 | / 衛子弗 | | | | | * | | | 7 商 工 費 | | | 8 土 木 費 | | |

| 特定財源 H P P P P P P P P P P P P P P P P P P P | 軍業者 | 継 | | 金額 | 翌年藤越額 | 既収入 | 在 | の財未収入特 | 源 内:定財源 | 訳 | 里沙田 沙里 |
|---|--|------------------|-----------------|---------------|---------------|---------|--------------|-----------------------------------|--|-------------|--------------------------|
| 1 消 防 費 南多久分団本部車庫新設事業 21,941,000 21,941,000 費 2義務教育学校費 中 央 校 空 調 設 置 事 業 3,589,000 3,589,000 費 2義務教育学校費 学 校 施 設 補 修 事 業 9,742,000 9,742,000 現 年 発 生 農 地 災 害 復 旧 費 125,010,000 21,114,000 費 公共土木施設 現 年 発 生 林 道 災 害 復 旧 費 76,940,000 45,901,000 3 公共土木施設 現 年 発 生 林 道 災 害 復 旧 費 15,844,000 15,530,000 3 災 害 復 旧 費 現 年発生公共土木施設災害復旧費 15,844,000 15,530,000 | | | | | Į | 特定財源 | 国支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 消 防 費 南多人分団本部車庫新設事業 21,941,000 21,941,000 費 2 義務教育学校費 中 央 校 空 調 設 雷 事 業 3,589,000 3,589,000 学 校 施 設 補 修 事 業 9,742,000 9,742,000 現 年 発 生 農 地 災 害 復 旧 費 125,010,000 21,114,000 費 次 害 復 旧 費 現 年 発 生 林 道 災 害 復 旧 費 76,940,000 45,901,000 3 公共土木施設 現年発生公共土木施設災害復旧費 15,844,000 15,530,000 3 災 害 復 旧 費 現年発生公共土木施設災害復旧費 15,844,000 15,530,000 | | | | E | E | E | E | E | E | 田 | E |
| 費 2 義務教育学校費中 央 校 空 調 設 置 事 業3,589,0003,589,000学 校 施 設 補 修 事 業9,742,0009,742,000現 年 発 生 農 地 災 害 復 旧 費125,010,00021,114,000豊 林 業 施 設 現 年 発 生 農 地 災 害 復 旧 費76,940,00045,901,000豊 公共土木施設現 年 発 生 林 道 災 害 復 旧 費217,560,000217,560,0003 公共土木施設現 年 発 生 林 道 災 害 復 旧 費15,844,00015,530,0003 災 害 復 旧 費1779,414,000615,270,00072,000 | 消防費 | 消防 | 南多久分団本部車庫新設事業 | 21, 941, 000 | 21, 941, 000 | | | | 20, 200, 000 | | 1, 741, 000 |
| 1 2 執份软月子区具 学校施設補修事業 9,742,000 9,742,000 2 農林業施設 現年発生農業用施設災害復旧費 76,940,000 21,114,000 費 現年発生農業用施設災害復旧費 76,940,000 45,901,000 3 公共土木施設 現年発生公共土木施設災害復旧費 15,844,000 15,530,000 3 災害復旧費 15,844,000 15,530,000 7 5 6 15,510,000 | H | | 央校空調設 置事 | 3, 589, 000 | 3, 589, 000 | | | | | | 3, 589, 000 |
| 夏田費 現年発生農地災害復旧費 125,010,000 21,114,000 夏田費 現年発生農業用施設災害復旧費 76,940,000 45,901,000 現年発生株道災害復旧費 217,560,000 217,560,000 3 炎生土木施設 現年発生公共土木施設災害復旧費 15,844,000 15,530,000 779,414,000 615,270,000 72,000 | | | 校施設補修事 | 9, 742, 000 | 9, 742, 000 | | | | | | 9, 742, 000 |
| 2 | | | 年発生農地災害復旧 | 125, 010, 000 | 21, 114, 000 | | | 19, 530, 450 | | | 1, 583, 550 |
| 3 公共土木施設 現年発生公共土木施設災害復旧費 217,560,000 217,560,000 3 災害復旧費 15,844,000 15,530,000 779,414,000 615,270,000 72,000 | (宝佑旧典 | 農 林 業 施 % 串 復 田 | 無 | 76, 940, 000 | 45, 901, 000 | | | 44, 478, 069 | | | 1, 422, 931 |
| 3 公共土木施設 現年発生公共土木施設災害復旧費 15,844,000 15,530,000 779,414,000 615,270,000 72,000 | 世 文 二 文 | | 年発生林道災害復旧 | 217, 560, 000 | 217, 560, 000 | | | 207, 078, 000 | 5, 500, 000 | | 4, 982, 000 |
| 779, 414, 000 615, 270, 000 72, 000 | | 公共土木施 災 害 復 旧 | 現年発生公共土木施設災害復旧費 | 15, 844, 000 | 15, 530, 000 | | 2, 743, 000 | | 1, 200, 000 | | 11, 587, 000 |
| | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | 779, 414, 000 | 615, 270, 000 | 72, 000 | 87, 878, 000 | 320, 121, 019 | 87, 878, 000 320, 121, 019 106, 400, 000 | 6, 381, 000 | 6, 381, 000 94, 417, 981 |

報告第2号

平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計 算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定に基づき、平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費に係る 歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月4日

別紙

平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| | 一般財源 | | 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 57, 600, 000 | 57, 600, 000 |
|------------------|---------|-------|---|---------------------------|---------------------------|
| 訳 | 未収入特定財源 | その他 | 田 | | |
| 源内 | | 方 債 | 田 | | |
| 財 | | 県支出金地 | 田 | | |
| 左の | | 国支出金 | E | | |
| | 既収入 | 特定財源 | E | | |
| 翌 桂 酸 額 | | | E. | 65, 300, 000 57, 600, 000 | 65, 300, 000 57, 600, 000 |
| 金額 | | | E | 65, 300, 000 | 65, 300, 000 |
| 谷 | | | | 整理事業事業 | |
| 一 | | | | 土地区画画(中) | |
| 冱 | | | | 多久駅周辺 1 土地区画整理 事業費 | |
| 羨 | | | | 2 事業費 | 1 1111 |

報告第3号

平成30年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

報告第4号

平成31年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成31年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

報告第5号

平成30年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

報告第6号

平成31年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成31年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

報告第7号

平成30年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及 び決算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日

報告第8号

平成31年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及 び予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成31度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和元年6月4日